

東松島市復旧・復興Q&A

H23.9.20 現在

No.	質 疑	回 答
1	復興まちづくり計画とはどんな計画ですか？	東松島市の復興に向けた取り組みを効果的、効率的に実現するため策定するもので、市の後期総合計画も兼ねる重要な計画です。
2	現行市街地の復興と密接に関係する3線防衛堤防の幅や高さを公表していただけますか？	本市の多重防御の考え方は、国の防災会議や県の復興計画の中でも示されており、平坦地という本市の地形特性及び今回の津波被害の状況を考えた場合、市の復興計画として3線防御が最も望ましいとの考え方によるものです。防御施設の高さ、構造をお示しすることは重要で、多重防御による津波の減災・減衰という点からは、それぞれの堤防の高さ、構造が整合したものでなければなりません。現時点では、海からの1線堤防である海岸堤防の高さが7.2mと、県から9月10日に公表されたばかりであり、それに2線、3線堤防の高さと仕組みは、まだ、国・県から示されていない現況になっております。この点も含め、早期決定等の要請検討をしております。
3	海岸堤防の高さは県が7.2mに決めたようですが、二線、三線堤防の高さはどのような手続きを経てどちらが決めるのでしょうか？	今後、津波シミュレーション等の検証を行い、計画決定されることとなります。その決定に際しては、既存施設の活用（運河堤防、県道等）を想定しており、事業の実施等を踏まえた管理者である県との調整を行い決定することとなります。
4	今回の震災での地盤沈下はどの程度か。	市役所本庁舎の近傍に設置されている電子基準点のデータによると、約51cm程度沈下しています。また、護岸施設では約47cm程度沈下しています。市全体では、概ね50cm程度沈下していると思われます。なお、水平方向では東南東の方向に3.98m程度、地形移動しています。
5	今回の震災により地盤沈下した沿岸地域での、高潮対策事業の復興の見通しについて。	高潮対策事業の必要性は十分認識しており、何らかの対処が必要と考えています。ただ、市単独での事業実施は現実問題として非常に困難であり、国・県等、関係機関と協議、要望し、対策の実現を目指します。
6	いずれは被災した自宅に戻り生活を始める意向だが、自宅周辺は地盤高が低く排水状況が劣悪な状態となっている。市として対応は？	排水機場は被災し機能回復までには、相当の日時を要する見込みであり、現在は仮設の排水ポンプを設置し対応しています。今後、既存の排水施設の活用を図るとともに、新たに遊水池等を整備することも含め、排水対策について年次計画として実施調整してまいります。
7	市街化調整区域を市街化区域に編入する考えは。	市街化区域及び市街化調整区域の都市計画変更については、今後、復興まちづくり計画の進捗を見極めつつ、検討してまいります。
8	建築基準法の建築制限は？	建築基準法第84条の建築制限については、特例法による9月11日から10月31日までの延長を行い、その後は「復興推進地域」の指定を行う予定です。そのため、11月1日以降は復興推進地域としての建築制限となりますが、条件を満たす一般住宅等の建築は可能となります。今後、集団移転の事業手法として「防災集団移転促進事業」を活用した場合、「災害危険区域」の指定が必要となり建築制限の具体的な内容については、市の条例により定めることとなります。現時点では国の制度、予算の確定がなされず、非常に残念な状況ですが、事業手法が確定できない状況ですので、ご理解願います。
9	集団移転が検討されている地域において、既存の家屋を修繕して住むことは可能か？	建築基準法第84条に基づく規制区域の主旨は、将来の面的整備に支障を及ぼすことを見据え、規制をしているものです。そのため、修繕することは可能です。ただし、修繕したあとで、持ち主が移転することに方針変更した場合、修繕費用の保障については、制度上、困難と考えられます。
10	移転先の用地は？	移転先の用地の取扱いについては、国による「防災集団移転事業」の現行制度は、低額(固定資産税相当額程度)による借地方式となります。加えて、住宅ローン借入金に対する利子補給制度等、被災者の負担が軽減されるような手法を検討していきます。
11	移転先において、自力での再建築が不可能な市民が生じないよう、行政に跡地を買収してもらいたい。	国の防災集団移転制度では買収も可能とされていますが、買収価格については、現時点で明確な基準が国から示されておりません。被災地の忍耐も限度があり、予算面・制度面での早急な対応を強く、要請しています。
12	移転先の宅地造成までに相当な年数が見込まれるが、市内に民間開発を誘導し、新たな用地を確保する計画はないか。	本市の復興まちづくり計画との整合性を確認しつつ、民間開発も含めて、多方面から検討していきます。
13	防衛省の防音助成により設置したサッシ等については、修繕可能か。	解体・撤去は可能です。また、現行騒音区域内の被災地については、防衛省での補助対象となりますが、年次計画で予算箇所付けが行われる予定です。
14	被災地の移転後の跡地活用について	今後、復興計画等によってプランづけを行ったうえで、住民のみなさまの合意形成が必要となります。市の土地面積には限界がありますので、最終的に未利用地とならないよう、農地や公園的利用、メガソーラー等の再生可能エネルギー生産地等、多方面から可能性を探っている状況です。